

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部による ガイドライン例示 抜粋

1. 基本的な感染予防対策(共通事項)

各施設に共通する基本的な感染予防対策を示していますので、これらに係る具体的な対応については必ずガイドラインへの記載をお願いします。

- (1)①従業員の就業前の体温測定、手指消毒の徹底、マスクの着用、②施設内の手指の消毒設備の設置等の基本的な対策の実施を明記すること。
- (2)入場者整理の方法として、①密にならないための対策、②発熱等の症状のある方の入場制限方法、③その他感染拡大予防策の具体的な方法を記載すること。
- (3)対人距離を確保するための①接触感染対策、②飛沫感染対策を記載すること。
- (4)施設の換気対策についての具体的な方法を記載すること
- (5)施設・設備・物品等の消毒対策について具体的な方法を記載すること。
- (6)その他基本的な感染拡大予防策について具体的な方法を記載すること。
- (7)作成したガイドラインは、店舗の入口など見えやすい場所に掲示

2. 業種や施設の種別ごとの感染予防対策

休業要請等を行っている施設の種別ごとに主な施設の対策を例示していますので、それらを参考に各施設の業態に応じた独自の感染予防対策をガイドラインへ記載をお願いします(例示がない施設についても、必要な独自の対策を記載願います)。

なお、これらはあくまで最低限取り組むべき例示であり、各業界団体においてはさらなる徹底した感染防止対策の設定をよろしくをお願いします。

(2)大学・学習塾等

【音楽・書道・生け花・茶道・三線・琉舞教室】

・楽器や道具等の共有は可能な限り少なくし、共有する場合はこまめな清掃・消毒を行う。

・完全予約制とし、来室者が集中しないように取り組む。

(所管部局:文化観光スポーツ部)

(3)運動・遊技施設

【屋内施設(体育館、トレーニングジム、プール、更衣室、会議室等)】

※屋内対策

- ・室内の換気の徹底
- ・利用時間の制限(具体的な時間を設定)
- ・団体利用の制限(具体的な人数を設定)

(所管部局:土木建築部)

【体育館、屋内・屋外水泳場、柔剣道場、陸上競技場、野球場、テニス場、弓道場】

・大会等において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話を原則行わないよう求める。

・トレーニングルーム、更衣室、シャワー室においては、常時換気することに努める。

・トレーニング器具等は使用后消毒するよう努める。

・必要に応じて、器材等の数や配置を工夫し、人数制限を行う。

(所管部局:文化観光スポーツ部 ※奥武山総合運動場の例)

(4) 劇場・演芸場

・催事に使用する施設の規模は、3密を回避するために、原則として催事参加者数の倍の収容人数を有するものとする。

・大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話を原則行わないよう求める。

・県外(特に特定警戒都道府県など)からの来場が多数想定される場合は、可能な限り、入場口を分けて設置し、検温等の必要な対策を実施すること。

・入場者数の制限や客席の間隔を数席ずつ空ける等、対人距離を確保すること。

・複数の人が触れる場所や使用後の設備等は、こまめに清拭消毒等を行うこと。

・空調設備を稼働等、適切な空調換気を行うこと。

・催事主催者は、基本的な感染予防策のほか、催事の特性に応じた感染予防策を講じるものとする。

・催事主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、参加者を追跡出来るような仕組みによる催事の案内及び開催を行う。この場合の個人情報への取り扱いは、法令を遵守するとともに名簿等の適正な管理を徹底する。

(所管部局:文化観光スポーツ部)

【劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場】

・入場者数の制限や客席の間隔を1席ずつ空ける等、対人距離を確保すること。

・複数の人が触れる場所や使用後の設備等は、こまめに清拭消毒等を行うこと。

・空調設備を稼働等、適切な空調換気を行うこと。

(所管部局:保健医療部)

(5) 集会・展示施設

【展示場、貸会議室】

- ・催事に使用する施設の規模は、3密を回避するために、原則として催事参加者数の倍の収容人数を有するものとする。
 - ・大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話を原則行わないよう求める。
 - ・県外(特に特定警戒都道府県など)からの来場が多数想定される場合は、可能な限り、
入場口を分けて設置し、検温等の必要な対策を実施すること。
 - ・入場者数の制限や客席の間隔を数席ずつ空ける等、対人距離を確保すること。
 - ・複数の人が触れる場所や使用後の設備等は、こまめに清拭消毒等を行うこと。
 - ・空調設備の稼働等、適切な空調換気を行うこと。
 - ・催事主催者は、基本的な感染予防策のほか、催事の特性に応じた感染予防策を講じるものとする。
 - ・催事主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、参加者を追跡出来るような仕組みによる催事の案内及び開催を行う。この場合の個人情報の取り扱いは、法令を遵守するとともに名簿等の適正な管理を徹底する。
- (所管部局:文化観光スポーツ部)

【博物館・美術館及び図書館】

- ・高齢者や児童等を対象としたプログラム・イベントを開催する場合は、感染防止に特段の配慮を行うこと。
 - ・スタッフと来館者が接触する場面を極力少なくするよう、必要な措置を講ずること。
- (所管部局:文化観光スポーツ部、教育庁)

【ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)】

- ・入場者数の制限や客席の間隔を1席ずつ空ける等、対人距離を確保すること。
 - ・複数の人が触れる場所や使用後の設備等は、こまめに清拭消毒等を行うこと。
 - ・空調設備の稼働等、適切な空調換気を行うこと。
- (所管部局:保健医療部)
- ・会議場・宴会場が混雑しないよう、人数は最大でも50名程度とする。
 - ・大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話を原則行わないよう求める。
- (所管部局:文化観光スポーツ部)